

見本

(共同親権施行前の旧様式使用)

離婚届

年 月 日届出

届出する日を記入

通知(送付) 年 月 日						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

①

氏名 (フリガナ)	フジサワ ヨシユキ	フジサワ ミソノ
氏名	藤沢 善行	藤沢 みその
生年月日	昭和63年 5月 5日	平成3年 3月 3日

②

住所	神奈川県藤沢市朝日町 1番地 1号	神奈川県藤沢市片瀬海岸 7丁目 7番地 7号
住民登録をしているところ	エクセリオン藤沢505	

③

本籍	神奈川県藤沢市朝日町 1番地 1	神奈川県藤沢市片瀬海岸 7丁目 7番地 7
筆頭者の氏名	藤沢 善行	横濱 みその
父母及び養父母の氏名	夫の父 藤沢 太平 母 川崎 幸子	妻の父 横濱 忠夫 母 横濱 久美子
父母との続柄	二男 長女	
離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> 妻は	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる

④

未成年の子がいる場合は、別紙(☆)を使用して、親権の定めと合意確認のチェック・署名をします

⑤

同居の期間	平成30年11月から (同居を始めたとき)	令和8年1月まで (別居したとき)
別居する前の住所	神奈川県藤沢市片瀬海岸 7丁目 7番地 7号	
別居する前の世帯のおもな	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業	

別紙(☆)は、親権の定めの対象となる未成年の子について記入する書式になっています。協議離婚の場合は親権の取決めに関し、夫妻両方の確認チェックと署名が必要です。記入漏れがあると受理できません。

※署名は⑥での届出人署名と兼ねることはできません。届書と別紙(☆)の両方に、署名が必要になります。

別紙(☆)

未成年の子がいる場合は、本紙に記載し、離婚届に添付して届出をしてください。本紙に記載した場合は、離婚届の「未成年の子の氏名」欄及び右下のチェック欄への記入は不要です。

未成年の子の氏名	父(夫)が親権を行う予	母(妻)が親権を行う予
	親権者の指定を定める家事審判又は家事調停の申立てがなされている予	

届出人署名 (※押印は任意)

⑥

他	夫 藤沢 善行	妻 藤沢 みその
届出人署名 ※押印は任意		

記入上の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。届書は1通でさしつかえありません。筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 台湾 2. パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- そのほかに必要なもの
- 調停離婚のとき→調停調書の謄本
 - 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 - 和解離婚のとき→和解調書の謄本
 - 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
 - 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)

署名 ※押印は任意	片瀬 花子	大庭 太郎
生年月日	昭和63年 1月 7日	昭和66年 6月 6日
住所	神奈川県藤沢市片瀬8丁目 8番地 8号	神奈川県藤沢市大庭 6666番地 6番
本籍	神奈川県藤沢市片瀬8丁目8番	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番

「夫」「妻」のうち、婚姻したときに氏を変えた方にチェック✓
「もとの戸籍にもどる」「新しい戸籍をつくる」のどちらかをチェック✓
※離婚届と同時に「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を提出する場合には、この欄には何も書かないでください。

★婚姻した時に氏を変えた方は、離婚によって原則、婚姻前の氏にもどります。基本的には婚姻前の「もとの戸籍にもどる」こととなりますが、本人の希望により「新しい戸籍をつくる」こともできます。

- もとの戸籍にもどる場合
→婚姻前の本籍地および筆頭者を記入してください。
- 新しい戸籍をつくる場合
→希望する本籍地を記入してください。筆頭者の氏名欄には婚姻前の氏にもどった氏名を記入してください。

★「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法77条の2の届)

婚姻をしたときに氏を変えた方は、離婚によって婚姻前の氏にもどるのが原則ですが、離婚届とは別に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出することで、婚姻中の氏をそのまま使用することができます。

届出期間は、離婚の日から3か月以内(裁判離婚の場合は調停・和解の成立、審判・判決の確定の日から3か月以内)です。

離婚届と同時に「離婚の際に称していた氏を称する届」を出す場合は、婚姻前の氏にもどる者の本籍欄には何も書かないでください。

★連絡先は、夫と妻それぞれの連絡先を記入してください。親権の定め合意確認など、不備があったときに使用します。ご協力お願いいたします。

【問い合わせ先】
藤沢市役所 市民窓口センター 戸籍担当
TEL 0466-25-1111 (内線2543)
<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>



連絡先

電話 (自宅・携帯・勤務先・呼出)

夫 ●●●-△△△△-★★★★

妻 ○○○-◆◆◆◆-□□□□

離婚届 記入上の注意

① 氏名・生年月日

夫・妻の氏名は離婚前の氏名で正確に記入してください。生年月日は「昭和・平成」等の和暦(外国人の方は西暦)で記入してください。

② 住所

住民票に記載されている住所を記入します。離婚届の提出では、住所は変わりません。住所を変更したい時は、「住民異動届」もあわせて提出してください。

住所変更の事由	届出の名称	届出期間	届出人	添付書類
他の市区町村から 藤沢市に住所を変更	転入届	住み始めてから 14日以内	本人 または 世帯主	転出証明書
藤沢市内で 住所を変更	転居届	住み始めてから 14日以内		なし
世帯主の変更 世帯の分離・合併	世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届	変更してから 14日以内		なし

※離婚時に同一世帯である場合、世帯主から見た続柄が夫・妻の方は「同居人」と記載されます。

③ 離婚の種別

夫妻の話し合いによる場合は「協議離婚」にチェックしてください。裁判所での調停・審判・和解・認諾・判決のいずれかによる場合は該当するものにチェックし、成立または確定した年月日を記入してください。

④ 未成年の子の氏名

夫妻の間に未成年の子がいるときは、離婚後の子の親権について定めなければいけません。父母共同または単独で親権を行使する子の氏名(フルネーム)を該当する欄に記入してください。協議離婚の場合は、未成年の子の親権の定めについて合意しているか、夫妻それぞれの確認チェックが必要です。また、面会交流、養育費の分担について取決めをしているか否か右下の枠にチェックをしてください。

◎離婚届ではお子さんのお名前は変わりません！

夫婦が離婚届を出しても、子どもは戸籍の変動がなく氏はそのままです。子の氏を変更したいときは、離婚の手続きが済んでから家庭裁判所に「子の氏の変更許可の申立」をして、許可を得ることが必要です。その後、市役所で「入籍届」を提出することになります。許可の申立人・入籍届の届出人は、子が15歳未満の場合は親権者、子が15歳以上の場合は本人です。

⑤ 同居の期間・別居する前の住所

別居していない夫妻の場合には「同居を始めたとき」のみ記入し、「別居したとき」及び「別居する前の住所」については、空欄のまま構いません。

⑥ 署名・押印

署名は必ず本人が自署してください。協議離婚の場合には夫妻の署名(離婚前の氏名)が必要です。調停・審判・和解・認諾・判決離婚の場合には申立をした夫または妻の署名が必要となります。押印は任意です。

⑦ 証人

協議離婚の場合には、必ず成年者2名の署名が必要です。押印は任意です。調停・審判・和解・認諾・判決離婚の場合は必要ありません。

届出時の注意

◎届出の期間(裁判離婚の場合)

調停成立／審判確定／和解成立／請求の認諾／判決確定の日から10日以内
申立人または原告が10日以内に届出しないときは、相手方からも届出することができます。

◎お届けに必要なもの

- 離婚届(様式によっては、未成年の子の親権の定めについての別紙も必要です)
- 本人確認のできる身分証明書 裁判離婚の場合は審判書や確定証明書

※氏が変わる方は、住所地で国民健康保険資格確認書(被保険者のみ)・マイナンバーカード更新等の手続きが必要です。

◎戸籍届出の受付場所・取り扱い時間

場所	平日(月～金曜日)	土日祝日※	第2・第4土曜日※
市民窓口センター (市役所本庁舎1階)	8:30～17:00	中央監理室	8:30～12:00 13:00～17:00
	17:00～翌8:30※ 中央監理室		
各市民センター (藤沢・村岡を除く)	8:30～12:00	8:45～11:45	
	13:00～17:00	12:45～17:00	

※夜間・土日祝日の受付は届書のお預かりのみとなり、内容確認は翌開庁日に行います。

◎夜間・土日祝日に離婚届を提出する方へ

届書に記入漏れ等の不備があると、離婚届が受理されないことがあります。こうした事を防ぐために、平日の開庁時に市役所または市民センターで記入に不備がないかを事前確認されることをおすすめします。ひととおり記入できましたら、ぜひ届出前に届書を窓口までお持ちください。

◎本人確認にご協力をお願いいたします

近年、当事者の知らない間に、婚姻や養子縁組などの届出がされるという事件が発生しています。こうした虚偽の戸籍届出を抑止し、皆様の大切な戸籍を守るために、届出の際にマイナンバーカードや運転免許証等、官公署発行の写真付きの身分証明書(有効期限内のもの)をお持ちいただき、本人確認をさせていただいております。なお、これらをお持ちでない方や来庁されなかった方には、届出があったことを郵便でお知らせします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。